

令和4年度 第2回二宮町地域公共交通活性化協議会（書面開催）
開催結果

1 協議会の成立について

出席委員数（19名）が全委員数（19名）の過半数を超えるため、二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第5条第6項の規定により、協議会は有効に成立しました。

なお、協議会の開催日は令和4年11月8日～25日とします。

2 協議会の開催結果について

議題	結果
(1) 地域公共交通計画の策定について【承認事項】	承認：19 不承認：0
(2) 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について【承認事項】	承認：19 不承認：0

3 いただいたご意見・ご質問について

	ご意見・ご質問	事務局回答
①	コミュニティバスは実際に利用して状況を把握させていただいています。 10時前後に富士見が丘発、西友などで約1時間の買い物の後11時前後に中里発を利用する人がかなりいらっしゃいます。時にはほぼ定員状態。利用者の利用パターンに合わせた運行は利用増につながるようです。	ご指摘の通り、利用者の皆様の利用パターンに合わせた運行は利用増に資するものと思われますので、今後も利用状況を注視してまいります。 また、逆に、町民の皆様に買い物等の生活上の移動をコミュニティバスの運行時間に合わせ行っていただくことも利用増のために重要ですので、通いの場で運行時間の案内を行う等、広報を行ってまいります。
②	(2) 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について 活性化法第6条第1項に規定された協議会へ再編とのことですが、引き続き道路運送法に基づく協議も行われるということで相違ないでしょうか（設置要綱第1条後段の「並びに道路運送法に基づき～」の部分については変更されない	ご認識の通り、要綱第1条の「並びに」以下の部分については改正を行いません。 再編後の協議会は、「①活性化法に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと」「②運送法に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地

	<p>ということで相違ないでしょうか)。</p>	<p>域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議すること」という2つの目的を併せ持つこととなります。</p>
<p>③</p>	<p>地域公共交通計画の策定にあたっては、まちづくり施策や観光振興施策との連携も考慮して、地域特性に応じた公共交通ネットワークを検討いただくことが必要と考えます。</p>	<p>町の公共交通の第一の課題は交通弱者対策ですが、活性化法上でも、地域公共交通計画にまちづくりや観光の施策との連携に関する事項を記載することが努力義務となっていることから、町内の関係部署とも協力し、検討を進めさせていただきます。</p>